

【介護保険における簡易浴槽の内容を？】



- (1) 簡易浴槽は、ポータブル浴槽とも呼ばれる福祉用具です。居室などで入浴を行うもので、空気式、折たたみ式、立て掛け式等で容易に移動ができるもの。取水または排水のための工事を伴わないものです。
- (2) 簡易浴槽は、居室などで入浴を行うための福祉用具です。したがって、屋内での移動が自立している場合には、一般浴槽の利用が可能なことが多く、使用が想定しにくいです。
- (3) 簡易浴槽は、浴槽部分、排水用ホース、電動ポンプからなり、空気式の浴槽本体はビニール製やポリウレタン製のものが多く、空気によって膨らませて使用するものもあります。
- (4) 簡易浴槽を選ぶ際には、どのようにして湯を入れ、排水するかという問題を考えておく必要があります。給水ユニットで浴室の浴槽から湯を引く場合、ホースの距離が長いと温度が下がることもあります。また、使用中の水蒸気・換気等にも注意が必要です。利用場所と湯のある場所の関係を考えて導入する必要があります。
(入浴は全身の血行を良くし、皮膚を清潔にし、床ずれの予防、治療に役立ちます。また関節が硬くなることを防ぎ、動きやすくなり、気分がさわやかになります。)
- (5) 介護保険では
「簡易浴槽」
空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの